

## お知らせ

**11月は市税収納対策強化月間  
忘れずに納付しましょう!**

国民健康保険税(第5期)の納期限は11月30日(※)です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

なお、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。また、市税等の納税には、納め忘れのない安心で確実な口座振替がおすすめです。

☎ 1578、FAX 201609

**11月～3月は、**

**滞納整理強化期間です**

千葉県は、自動車税の未納額の縮減のため、11月～3月までを滞納整理強化期間として、給与・預金・自動車などの差し押さえを一層強化します。

自動車税を納められていない方は、至急納付してください。

☎ 1721

**11月30日は**

**「年金の日」です!**

年金記録や将来の年金受給

見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額についてご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

利用方法については、日本年金機構のホームページまたは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」にお問い合わせください。

☎ 0570(058)555

☎ 043(242)6320

☎ 043(242)6320

**国民年金保険料の追納をお勧めします**

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を

増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納めること(追納)ができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

なお、一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていないければ追納はできません。また、追納にはお申し込みが必要です。

☎ 043(242)6320

**稲作農家のみなさんへ**

**米価安定のため飼料用米の取り組みにご協力をお願いします**

食生活の多様化により主食用米の消費は減少していることから、過剰生産は米価の下落を招きます。

近年、飼料用米への転作が広がり米価は回復基調ですが、米価安定のため飼料用米の取り組みにご協力をお願いします。

飼料用米への転作助成や申請手続きについて、ぜひ一度ご相談ください。

※平成30年産をめどに国からの生産目標数量の配分がなくなり、農家の皆さんの自主的な経営判断に基づく米づくりがより必要です。

☎ 1526、FAX 201604

☎ 201526、FAX 201604

**県によるイノシシの捕獲を実施**

千葉県が主体となりイノシシの捕獲を行う、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施します。期間は11月下旬から平成29年3月上旬を予定しており、茂原市でも一部地域がイノシシの捕獲実施地域となります。

箱罾およびくり罾により捕獲を実施しますが、罾には近づかないようご注意ください。なお、猟期中(2月15日まで)は鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域(銃器)のみ捕獲を実施します。

☎ 043(223)2058

☎ 043(223)2058

☎ 043(223)2058

☎ 043(223)2058

☎ 043(223)2058

☎ 043(223)2058

☎ 043(223)2058

☎ 043(223)2058

よび同日までに登録する在外選挙人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 12月3日(土)～7日(※)／縦覧場所 選挙管理委員会

☎ 1529、FAX 201604

☎ 201529、FAX 201604

**第5回青少年健全育成標語コンクール入賞者が決定**

青少年育成茂原市民会議では、青少年健全育成事業の一つとして、市内在住の小中学生を対象に「ともだち」をテーマとして標語を募集しました。審査結果は次のとおりです。

◆小学生の部

・最優秀賞 岩瀬凜久(五郷小5年)「『やめようよ』言える勇気が 思いやり」

・優秀賞 高橋夏輝(豊田小6年)、若原一心(中の島小6年)

◆中学生の部

・最優秀賞 福澤萌子(茂原中2年)「友情は 困ったときこそ 試される。」

・優秀賞 岡山健太郎(富士見中3年)、浅野宏太(西陵中3年)

☎ 1559、FAX 201607

☎ 201559、FAX 201607

☎ 201559、FAX 201607